

〔事案 25-136〕 配当金支払等請求

・平成 26 年 5 月 13 日 裁定終了

<事案の概要>

設計書等に記載された「老後設計資金」「長寿祝金」の金額が、実際に受けとれる金額と異なることを理由に、同記載どおりの金額の支払いと精神的苦痛に対する慰謝料を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 59 年 12 月に、保険料払込期間満了時に老後設計資金として 1,059 万円、その後 5 年毎に長寿祝金を受けとれる内容の終身保険を契約していたが、実際には 124 万 2,200 円しか受け取れず、5 年毎の長寿祝金も 0 円の可能性が高いことが分かった。

以下の理由により納得できないので、設計書およびパンフレットの記載とおりの「老後設計資金」「長寿祝金」および慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 契約時の説明内容と全く異なっている。
- (2) 将来の配当金については小文字による説明文のみで、大幅に変動するとの記載がなかった。
- (3) 保険会社には、ご契約のしおりに、「老後設計資金、長寿祝金が一生涯お受け取りになれますので、ゆとりのある老後生活がお約束されます」と記述したことに責任がある。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集時に記載した数値は、当時の配当実績から算出した参考数値であり将来の確定額での支払いを約束したものではなく、そのことの注意記載もある。
- (2) 生命保険契約は附合契約であり、保障内容は予め定められた約款条項による。

老後設計資金は当社の毎年度の決算における剰余金から社員配当金の割当があった場合に保険料に充当され、買い増しされる生存保険金であり、募集時には確定していない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、以下の 2 点であると判断する。

- (1) 保険会社が、設計書に記載された満期時受取額を申立人に支払うことを内容とする契約が成立したことを理由にその支払いを求めるもの。（主張①）
- (2) 損害賠償として慰謝料を求めるもの。（主張②）

2. 主張①について

(1) 約款の規定について

①生命保険契約は附合契約であるため、契約内容は約款によって定められる。約款によると、本契約に係る積立配当金の支払いについては「会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、(略) 主務大臣の認可を得た方法により計算した社員配当金を割り当てます。」と定め、定款では、「決算において剰余金を生じたときは、その

10分の9以上を社員配当準備金」とし、「社員配当準備金は保険約款に定めた方法によってこれを配当します。但し、計算の都合上社員配当準備金の全部又は一部を次年度に繰り越すことがあります。」と定めている。

②そうすると、保険会社の事業年度ごとの決算状況によって剰余金の変動する以上、これに伴い、社員配当金の額が変動することは当然のことであり、設計書においても、「記載の配当項目（老後設計資金、長寿祝い金）は商品の営業案内の説明のとおり、今後変動することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありませんのでご注意ください」と明記されている。

③そこで、申立人と保険会社との間で、申立人が主張するような約款の規定とは異なる契約が成立したかが問題となる。

(2) 契約の成立について

契約は合意によって成立するので、当事者間で、合意の重要な部分において意思が合致している必要がある。申立人の主張は、設計書記載金額により本契約が成立したので、保険会社はこの設計書の記載に従って支払うべき義務を負うというものであるが、設計書は契約の合意を証する書面ではないので、設計書の記載から契約内容を認定することはできない。

したがって、設計書記載の金額を支払う合意が存在したと認めることはできない。

3. 主張②について

(1) 本契約時に、募集人に違法行為が行われたことが推測される事実は認められないことから、申立人の主張は認められない。

(2) なお、設計書に記載された予測金額と実際に支払われる金額が乖離していることから、申立人の生活設計に支障を生じさせることはよく理解できるところだが、その主な原因は、予測困難な経済状況の変化にあり、他の多くの生命保険契約においても同様の事態を生じているところであって、これをもって保険会社の法的責任を問うことは困難である。